国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち

緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領

平成２３年６月１７日２３農畜機第１２５８号承認

平成２３年６月１７日日鳥協発第２３－６２号

平成２４年６月２９日２４農畜機第１５２７号承認

平成２４年６月２９日日鳥協発第２４－６１号

平成２５年５月２８日２５農畜機第９６３号承認

平成２５年５月２８日日鳥協発第２５－５０号

平成２６年９月８日２６農畜機第２５５１号承認

平成２６年９月８日日鳥協発第２６－８４号

平成２７年４月１６日２７農畜機第２９７号承認

平成２７年４月１６日日鳥協発第２７－２０号

平成２８年５月２０日２８農畜機第９９２号承認

平成２８年５月２０日日鳥協発第２８－４３号

平成２９年５月３０日２９農畜機第１２７３号承認

平成２９年５月３０日日鳥協発第２９－６４号

平成３０年５月２２日３０農畜機第１１７６号承認

平成３０年５月２２日日鳥協発第３０－６３号

第１　事業の趣旨

一般社団法人日本食鳥協会（以下「協会」という。）は、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱（平成２２年４月２３日付け２２農畜機第２６２号。以下「実施要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、高病原性鳥インフルエンザ等の緊急時における食鳥の円滑な集出荷・処理を促進するため、高病原性鳥インフルエンザ等の発生により流通が滞った鶏肉（以下「滞留鶏肉」という。）の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な整備及び機器のリース利用に対し必要経費の一部を補助することとし、もって国産鶏肉の安定供給に資するものとする。

　この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和３０年政令第２５５号）、「畜産業振興事業の実施について」(平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８-1号)及び実施要綱に定めるもののほかこの実施要領の定めるところによる。

第２ 事業の内容

協会は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時において、食鳥の集出荷・処理・流通の円滑化を促進するため、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「家伝法」という。）第３２条の規定に基づいて定められた移動制限区域内の食鳥処理事業者（以下「区域内処理事業者」という。）が、滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器をリースにより借り入れるのに要する経費の一部について補助するものとする。

１　滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等に対する支援

区域内処理事業者が、滞留鶏肉を一時保管するために必要な設備のリース料等並びに滞留鶏肉の保管に係る手数料及び一時保管施設までの輸送に必要な車両借り上げ費について補助する。

２　食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等に対する支援

　　 区域内処理事業者が、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に、防疫指針第１０の３の（１）の①に規定する食鳥処理場の再開の要件（以下「食鳥処理場の再開要件」という。）を満たすために必要な消毒機器のリース料等について補助する。

第３　事業の実施

　１　滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等に対する支援の要件

　　　　第２のリース等に対する支援については、次によるものとする。

（１）滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等に対する支援

ア　一時保管支援の対象滞留鶏肉の範囲

一時保管支援の対象となる滞留鶏肉の範囲は、原則として区域内処理事業者が、家伝法第３２条の規定に基づく移動制限措置が講じられた日(以下「移動制限日」という。)から当該移動制限措置が解除された日までに食鳥処理したものであって、高病原性鳥インフルエンザ等の発生により流通が滞った鶏肉等（正肉等及び食用としての市場流通価値がある副産物）とする。

ただし、区域内処理事業者が移動制限日の前日に食鳥処理していた鶏肉等のうち、移動制限措置が講じられた時点までに出荷が決定（取引先からの注文等が書類で証明できる場合に限る。）していて高病原性鳥インフルエンザ等の発生により流通が滞ったもの（出荷への影響が書類で証明できる場合に限る。）については、当該出荷日が第３の１の（１）のイで定める一時保管期間内であって、かつ、移動制限措置の時点で自社又は移動制限区域内の営業倉庫に残置されていたものに限り、当該出荷予定日から第３の１の（１）のイで定める一時保管期間の終了日までの期間について、支援の対象とする。

　　　イ　一時保管支援の対象期間

補助対象とする一時保管期間は、原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除後２１日までの間とする。

ウ　補助対象経費

補助対象経費は、区域内処理事業者が鶏肉を一時保管するための以下のいずれかの経費及びその他一時保管の実施に必要な附帯設備費とし、補助率は２分の１以内とする。

（ア）冷凍庫等を賃借する場合のリース料

（イ）営業倉庫（ただし、機構理事長が特に認めた場合は、他の食鳥処理事業者の所有する倉庫を含む。）の保管料（原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除後２１日までの間の経費）、入出庫料（ただし、同一の鶏肉につき各１回限り）、凍結料及び当該倉庫までの輸送に必要な車両借り上げ費（輸送に係る運転労賃を含む。ただし、輸送に係る燃料代は除く。）

　（２）食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等に対する支援

　　　　　ア　補助対象経費

補助対象経費は、区域内処理事業者が、出入場車両の消毒及び交差汚染防止等の食鳥処理場の再開要件を満たすために導入が必要な消毒機器のリース料等及びその他再開に必要な附帯設備費（ただし、消毒液等の消耗品費は除く。）とし、補助率は２分の１以内とする。

イ　補助対象期間

補助対象とするリース期間は、原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除までの間とする。

　２　事業の交付申請

1. 補助金の交付申請

第２の事業に参加しようとする区域内処理事業者は、別紙様式第１号の補助金交付申請書（以下「申請書」という。）及び別紙様式第１号別紙の実施計画書を協会に提出し、第３の要件に適合する場合に協会の承認を受けるものとする。

（２）変更承認の申請

区域内処理事業者は、補助金の交付決定があった後において、

次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第２号の補助金交付変更承認申請書を協会に提出するものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　事業費の３０％を超える増減

ウ　補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

　３　事業の実施期間

　　　この事業の実施期間は、平成３０年度とする。

第４　事業の推進指導等

区域内処理事業者は、協会の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体と連携し、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第５　補助金交付の手続等

　１　補助金の概算払

　（１）協会は、この事業の円滑な実施を図るため、必要があると認めた場合は、事業の出来高に応じ、第２の１又は２の事業を実施した区域内処理事業者に対し、交付決定額の８０％を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

　（２）区域内処理事業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第３号の概算払請求書に、事業実施状況を整理した総括表及び事業実施状況が明らかとなる関係書類を添付して協会に提出するものとする。

　２　実績報告

この事業を実施した区域内処理事業者は、第２の事業が完了した日から起算して１カ月を経過した日又は補助金の交付決定を行った年度の翌年度の４月１０日までのいずれか早い期日までに、別紙様式第４号の実績報告書、事業実施状況を整理した総括表及び事業実施状況の確認に必要な３の書類を協会に提出するものとする。

３　事業実施状況の確認に必要な書類

　（１）滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等

ア　滞留鶏肉を一時保管するために必要な設備のリース契約書及びリース料の内容が明らかとなる書類等の写し

イ　入出庫料の支払を証明する書類等の写し（一時保管した滞留鶏肉の日別の入出庫記録を別途添付すること。）

ウ　凍結料の支払を証明する書類等の写し

エ　一時保管設備までの輸送に必要な車両の借り上げのために結んだ契約書及び車両借り上げ料の内容が明らかとなる書類等の写し

オ　一時保管の実施に必要なその他附帯設備に要した経費の内容が明らかとなる書類等の写し

カ　第３の１の（１）のイで定める一時保管支援の対象期間中の在庫数量が明らかな書類等の写し

キ　移動制限日の前日に食鳥処理されていた鶏肉等で補助対象となるものについては、移動制限措置の時点よりも前に出荷が決まっていたことを証明する販売先との間で交わした書類の写し

　（２）食鳥処理場の再開に必要な機器のリース

ア　食鳥処理場の再開要件を満たすために必要な車両消毒機器のリース契約書及びリース料の内容が明らかとなる書類等の写し

イ　食鳥処理場の再開要件を満たすために必要なその他附帯設備に要した経費の内容が明らかとなる書類等の写し

４　補助条件の順守

区域内処理事業者は、適正化法、実施要綱及び実施要領等に反した場合は、既に受領した補助金相当額を返還しなければならない。

第６　消費税及び地方消費税の取扱い

１　補助金交付申請書提出時の取扱い

　　　区域内処理事業者は、協会に対して第３の２の（１）の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金交付の申請額から減額して申請しなければならない。

　　　ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　事業実績等の報告時の取扱い

区域内処理事業者は、１のただし書により申請をした場合において、第５の２の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額しなければならない。

３　消費税等相当額が確定した場合の取扱い

区域内処理事業者は、１のただし書きにより交付申請した場合において、第５の２の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第５号の仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還し、協会は、これを速やかに独立行政法人農畜産業振興機構に返還しなければならない。

第７　帳簿等の整備保管等

１　区域内処理事業者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　協会は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、区域内処理事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、一般社団法人日本食鳥協会会長が別に定めるものとする。

附則　（平成２３年６月１７日付け日鳥協発第２３－６２号）

　　　　この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附則　（平成２４年６月２９日付け日鳥協発第２４－６１号）

　　　この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附則　（平成２５年５月２８日付け日鳥協発第２５－５０号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附則　（平成２６年９月８日付け日鳥協発第２６－８４号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附則　（平成２７年４月１６日付け日鳥協発第２７－２０号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附則　（平成２８年５月２０日付け日鳥協発第２８－４３号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附則　（平成２９年５月３０日付け日鳥協発第２９－６４号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附則　（平成３０年５月２２日付け日鳥協発第３０－６３号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

別紙様式第１号

　平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援

事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付申請書

番　　　号

年　月　日

一般社団法人　日本食鳥協会

会長　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（住　　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（区域内処理事業者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職名・氏名）　　　　　　　　印

平成　　年度において、下記のとおり国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）を実施したいので、国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領第３の２の（１）の規定に基づき、補助金　　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

高病原性鳥インフルエンザ等の発生時における食鳥の集出荷・処理・流通の円滑化を支援する。

２　事業の内容

別紙の「平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画書」のとおり

３　事業に要する経費及び負担区分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
| 補助金 | その他 |
| 区域内処理事業者が滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等に対する支援 | （１）一時保　　管に係るもの |  |  |  |  |
| （２）食鳥処理場の再開に係るもの |  |  |  |  |
| 計（税抜） |  |  |  |  |  |

注１：区分欄の（１）及び（２）には具体的な申請内容の項目を記載すること。

２：備考欄には積算を記載すること。

４　事業開始及び完了予定年月日

平成　年　月　日～平成　年　月　日

５　添付書類

（１）定款又はこれに準ずるもの

（２）直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書又はこれに準ずる

　　　もの

別　紙

平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制

支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画書

１　区域内処理事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名・工場名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |
| 住　所 |  |
| 電話・FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 担当者名 |  |

２　リース業者

|  |  |
| --- | --- |
| 業者名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |
| 住　所 |  |
| 電話・FAX |  |
| リースする設備・機器名 |  |
| リース予定金額 |  |
| リース予定期間 |  |
| その他 |  |

注１：リースする設備・機器及びリース事業者ごとに記入すること。

２：見積書（２社以上）を添付すること。

３：当該リース事業者と締結したリース契約書を添付すること。

３　営業倉庫

|  |  |
| --- | --- |
| 営業倉庫名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |
| 住　所 |  |
| 電話・FAX |  |
| 保管予定数量 |  |
| 保管料単価 |  |
| 保管予定期間 |  |
| 入出庫料 |  |
| 凍結料 |  |
| その他 |  |

注１：営業倉庫ごとに記入すること。

　２：当該営業倉庫の使用が明らかとなる契約書を添付すること。

別紙様式第２号

平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業

のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番　　　号

年　月　日

　一般社団法人　日本食鳥協会

会長　　　　　　　　　　　　殿

（住　　　所）

（区域内処理事業者）

（代表者職名・氏名）　　 印

平成　年　月　日付け　　　第　　号で補助金交付決定通知のあった国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領第３の２の（２）の規定に基づき、申請します。

記

１　変更する理由

２　変更内容

別紙の「平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画書」のとおり

３　事業に要する経費及び負担区分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
| 補助金 | その他 |
| 区域内処理事業者が滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等に対する支援 | （１）一時保管に係るもの |  |  |  |  |
| （２）食鳥処理場の再開に係るもの |  |  |  |  |
| 計(税抜) |  |  |  |  |  |

　注：変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

４　事業開始及び完了予定年月日

　　平成　年　月　日～平成　年　月　日

別紙様式第３号

平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援

事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金概算払請求書

番　　　号

年　月　日

　一般社団法人日本食鳥協会

会長　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住　　　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（区域内処理事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職名・氏名）　　 印

平成　年　月　日付け　　　第　　号で補助金交付決定通知のあった国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）について、下記のとおり金　　　円を概算払により交付されたく、国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領第５の１の規定に基づき、請求します。

記

１　補助金概算払請求額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付決定 | | 事業遂行状況  （平成 年 月 日現在） | | | 既概算払  受領額  ⑤ | 概算払請求額  ②×④  －⑤＝⑥ | 残額  ②-⑤-⑥  ＝⑦ |
| 事業費  ① | 補助金  ② | 事業費  ③ | 補助金 | 事業費  出来高  ③/①=④ |
| 一時保管に係るもの  食鳥処理場の再開に係るもの | 円 | 円 | 円 | 円 | ％ | 円 | 円 | 円 |
| 計（税抜） |  |  |  |  |  |  |  |  |

　注：事業実施状況を整理した総括表及び事業実施状況が明らかとなる関係書類を添付すること

２　事業開始及び完了予定年月日

　　平成　年　月　日から平成　年　月　日

３　振込先金融機関名等

金融機関名及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人（フリガナ・漢字）

別紙様式第４号

平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制

支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実績報告書

番　　　　　号

年　　月　　日

　一般社団法人日本食鳥協会

会長　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住　　　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（区域内処理事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職名・氏名）　　　　　　印

平成　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で補助金交付決定通知のあった国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）を下記のとおり実施したので、国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領第５の２の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額　　　　円の交付を請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

（別紙様式第１号の別紙に準ずる。）

３　事業に要した経費の配分及び負担区分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付決定 | | 事業実績 | | 既概算  払額 | 今回  精算払  請求額 | 備考 |
| 事業費 | 補助金 | 事業費 | 補助金 |
| 一時保管に係るもの  食鳥処理場の再開に係るもの |  |  |  |  |  |  |  |
| 計（税抜） |  |  |  |  |  |  |  |

　注：事業実施状況を整理した総括表及び事業実施状況の確認に必要な

　　　第５の３の書類を添付すること

４　事業開始及び完了年月日

　　平成　年　月　日から平成　年　月　日

５　振込先金融機関名等

金融機関名及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人（フリガナ・漢字）

別紙様式第５号

平成　年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　　号

年　月　日

　一般社団法人日本食鳥協会

会長　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住　　　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（区域内処理事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職名・氏名）　　　　　　印

平成　年　月　日付け　　　第　　号で補助金交付決定のあった国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金について、国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領第６の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金　　　　　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の補助金の額の確定額

（平成　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　　　号による額の確定通知額）

金　　　　　　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）

金　　　　　　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、区域内処理事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

・区域内処理事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６ 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、区域内処理事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・区域内処理事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料